KINOSHITA GIKEN CORPORATION

製造販売届出番号:28B1X10021000076

2024年3月（第1版）
*2024年4月（第2版）
一般医療機器

一般医療機器 類別 ： 器58 整形用機械器具
一般的名称 ： 脊椎手術用器械 （JMDN ｺｰﾄﾞ： 70963001）

販売名 ： 山田式MeeLIF器械ｾｯﾄ

【禁忌・禁止】
1. 化学薬品の使用禁止。
本品を化学薬品に曝すことは避けること。「腐食による損傷の原因となります。
2. 専用品以外の製品との併用禁止。
インプラントが正確に適合せず、インプラントの固定が不確実になる。
サイズ及び規格が適合せず、正しく機能しなくなる。
不具合による危険性が高まる恐れがある。

【形状・構造及び原理等】
1. 原材料名 ： ステンレス、樹脂

2. 形状、構造
本製品の形状は以下の通り。

MeeLIF Tﾊﾝﾄﾞﾙ

MeeLIF ﾊﾞｲﾖﾈｯﾄ型ｶｯﾌﾟｷｭﾚｯﾄL/R

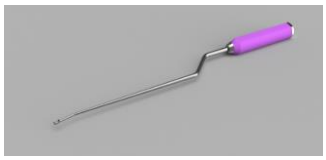

MeeLIF ﾘﾝｸﾞｷｭﾚｯﾄ Type1

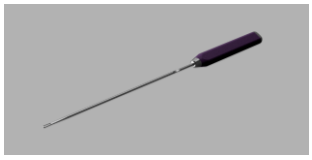

MeeLIF CoRoent AT専用 ﾛﾝｸﾞｲﾝｻｰ

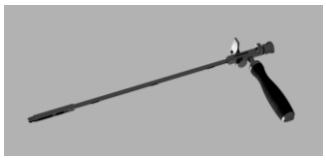

MeeLIF ﾎﾞｰﾝﾀﾝﾌﾟ ﾌﾗｯﾄ

MeeLIF ﾎﾞｰﾝﾌｧﾝﾈﾙ 6×10×L300

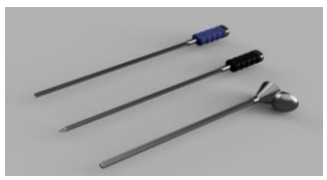

MeeLIF ﾎﾞｰﾝﾌｧﾝﾈﾙ Φ9×L300

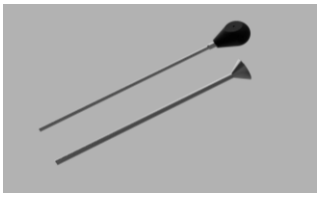

MeeLIF ﾛﾝｸﾞｶｯﾌﾟｷｭﾚｯﾄ L/R

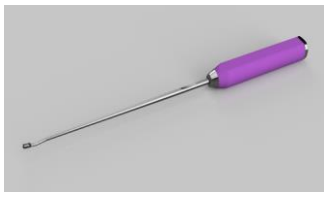

MeeLIF ｼｪｰﾊﾞｰ 5 mm～14mm

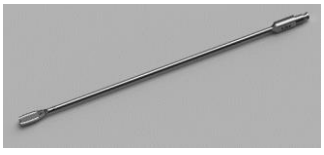

MeeLIF ﾊﾟﾄﾞﾙｻｲｻﾞｰ 5 mm～14mm

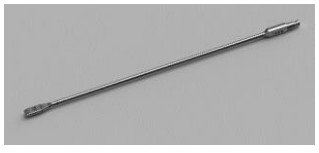

ｷｬﾆｭﾚｲﾃｯﾄﾞﾌﾟﾛｰﾍﾞ ｶｰﾌﾞ

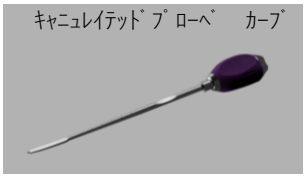

ｷｬﾆｭﾚｲﾃｯﾄﾞﾌﾟﾛｰﾍﾞ ｽﾄﾚｰﾄ

MeeLIF Flexible Slider W7/W10

MeeLIF ﾘﾝｸﾞｷｭﾚｯﾄ Type2

MeeLIF ﾘﾝｸﾞｷｭﾚｯﾄ Type3

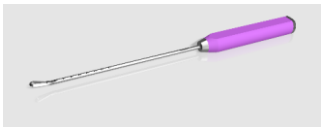

* MeeLIF ｽﾗｲﾀﾞｰ用ｽﾗｯﾌﾟﾊﾝﾏｰ

本添付文書に該当する製品の販売名、製品番号、サイズ等に関しては、包装表示ラベルの記載を確認すること。

【使用目的、効能又は効果】
・本製品は、再使用可能な手術器械であり、内視鏡下腰椎椎体間固定術における脊椎手術を行うために用いる

【使用方法等】
1. 使用前
本製品は、未滅菌品である。【保守・点検に係る事項】の手順に従い、使用前には必ず点検を行い、洗浄及び滅菌を行うこと。

2. 使用方法
本製品は椎間板処理、インプラント挿入時に使用する。

【使用方法等に関連する使用上の注意】
・折損、破損、曲り等の原因になり得るので、使用時に必要以上の力を加えないこと。

【使用上の注意】
1. 重要な基本的注意
1）本製品を変形したり、加工して使用しないこと。
2）専用品以外の器械・器具を使用すると、インプラントにかき傷、切痕、鋭角の曲がり等を生じる原因になる。
3）使用前に器械が正常機能するか、キズ・変形等により正常機能を阻害するような形跡がないか確認すること。
4）器械・器具が破損した場合、術後合併症が起こる可能性があるため、破片が体内に残らないようにすること。
5）各種インサーターの回転方向に力を加えるような使用をしないこと。
インサーターは、インプラント挿入時に回転方向に力を加えると、器械が破損してしまう可能性があります。

6）本製品がクロイツフェルト・ヤコブ病患者への使用及び、その汚染が疑われる場合は、厚生労働省が医療機器の消毒法として挙げている以下の条件で滅菌すること。
① 3%SDS（ドデシル硫酸ナトリウム） ： 5分間、100℃に浸漬。
② 高圧蒸気滅菌 ： 132℃、1時間オートクレーブによる高圧蒸気滅菌。

手術手技書を必ずご参照下さい。

2．不具合・有害事象

本製品の使用により以下のような不具合・有害事象が発生する可能性がある。

1）重大な不具合

・不適切な取り扱い、洗浄、管理による破損、変形、腐食、変色、屈曲。

・金属疲労による器械器具の破損。

2）重大な有害事象

・不適切な取り扱い、使用方法による血管、神経、軟部組織、筋肉、内臓、骨若しくは関節の損傷。

・患者又は手術従事者の負傷。

・破損した器械器具の破片の体内留置。

・感染症。

・神経障害。

・周辺血管、神経及び内臓の損傷。

・手術時間の延長、手技の変更及び再手術。

・硬膜損傷（髄液漏）。

・金属アレルギー。

以上の有害事象の治療のため、再手術が必要な場合もある。

3）高齢者への使用

・高齢者は一般に骨量・骨質が十分でないことが多いので、慎重に使用し、治療の経過にも十分注意すること。

【保管方法及び有効期間等】

・本製品は、水漏れ、直射日光、高温、多湿を避けて保管すること。

【保守・点検に係る事項】

1．洗浄

1）本製品使用後は、直ちに洗浄を行うこと。直ぐに洗浄できない場合は、血液溶解剤に浸漬したり、蛋白凝固防止剤を噴霧するなどして、汚れが固着しないように予備洗浄すること。

2）製品を腐食させる可能性があるため、禁忌の薬品の使用は避けること。

3）医療用中性酵素系洗剤等に浸漬したのち、柔らかい洗浄用ブラシ等で入念に洗浄する。洗浄後は血液塊等の異物がないことを確認する。

4）残留洗剤や組織片等がなくなるまで完全脱イオン水（RO水）で十分にすすぎ、清潔な布で水分を拭き取ること。

5）洗浄後は腐食防止のために直ちに乾燥すること。

6）錆取、熱ヤケ除去作用のある洗浄剤を使用すると、表面光沢が変化する場合がある。

7）金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損傷するので使用しないこと。

8）可動部の動きをスムーズにするため、医療機器用の水溶性潤滑剤を使用すること。

9）強アルカリ、強酸性洗剤、消毒剤は器械・器具を腐食させる恐れがあるため使用しないこと。

10）機械洗浄する場合は、各施設での洗浄ガイドラインに従い、洗浄時間、手順等については使用する装置の取扱説明書を遵守すること。洗浄剤の使用は、上記の方法に従うこと。

2．滅菌

洗浄を行った後、必ず滅菌処理を行うこと。

下記の推奨条件、あるいは滅菌装置の製造元又は施設の定める方法で滅菌を行うこと。

推奨滅菌条件 ： 高圧蒸気滅菌の場合（日本薬局方より）

温度	時間
115～118℃	30分間
121～124℃	15分間
126～129℃	10分間

但し、クロイツフェルト・ヤコブ病に罹患している、或いはその疑いがある患者の手術を行った場合は、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」で推奨されている洗浄・滅菌方法にて処理すること。

3．使用者による保守・点検事項

1）使用前及び使用後は、本製品に汚れ、変形、キズ、ひび割れ、破損等がないか、劣化、変色、機能低下等がないか、外観に異常がないか確認すること。

2）鉱物油、石油、シリコンベースの潤滑剤は使用していないこと。

3）必要に応じて点検し、器具が正常に使用できることを確認すること。
その際、破損、機能低下がないか十分点検を行うこと。

4）使用を重ねることにより受ける、反復的な応力により金属疲労に曝されるため、明らかな疲労が見られる場合は、その器具は破棄し、新しい製品と取替える必要がある。

4．その他の保守点検事項

1）本製品は、当社以外に修理を依頼しないこと。

2）本文書中で不明な点は、下記の連絡先に問い合わせること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

［製造販売業者、製造業者］

株式会社　木下技研
TEL ： 0790－43－1158
FAX ： 0790－43－1601

手術手技書を必ずご参照下さい。